

規制シート(様式)

190196701310001

平成28年12月19日

規制の名称	土砂等を運搬する大型自動車に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	自動車局貨物課 課長 加藤進
規制目的	土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行うとともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化等を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もって道路交通の安全に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を使用しようとする者は、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受ける必要があり、当該大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。 国土交通大臣は、道路交通法の規定に違反して交通事故を起こし人を死亡させたとき、又は労働基準法の規定に基づいて発する命令の規定に違反する行為があったとき等は、その原因となった土砂等の運搬の用に供する大型自動車を使用する者に対して当該大型車の使用を制限し、又は禁止することができる。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	土砂等を運搬する大型自動車による輸送の安全を確保するためには、不適正な事業者の排除が必要不可欠であり、引き続き土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法により一定の規制を設ける必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

190196701310001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法及び同法施行令の解釈及び運用について(昭和43年1月31日自貨第26号運輸省自動車局長通達)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>行政手続法第12条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>行政手続法第12条第1項の規定に基づき、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法に関する処分基準等を定めたもの。</p>